

地球環境に配慮した酪農経営を目指して



令和6年度環境負荷軽減型持続的生産支援事業（エコ畜事業）

支援対象となる農家

- ① 酪農経営体は、事業年度内に年間を通して生乳を出荷していること※1
- ② 飼料作物作付延べ面積が、北海道で40a/頭以上、都府県で10a/頭以上※2であること
- ③ クロス・コンプライアンスを満たしていること（環境法令等の遵守、みどりのチェックシートの実施、配合飼料価格安定制度の加入継続に関する要件）※3

※1 4月1日時点で牛を飼養していない新規就農者等については、10月1日以降生乳出荷があること

※2 4月1日時点の飼養頭数（酪農経営体：満27か月齢以上）

（4月1日時点で牛を飼養していない新規就農者等の場合は、9月30日時点の頭数）

※3 詳細は、エコ畜事業の実施要領及び手引きを参照してください。

飼料作物作付延べ面積とは

- 事業実施年度に飼料作物を作付け・収穫している農地又は採草放牧地の面積であり、公的機関等の書類により面積が確認できることが必要です
- 単年生飼料作物の二期作、二毛作の面積は含めますが、永年生飼料作物の2番草以降は含まれません
- 飼料作物作付延べ面積が本事業の交付対象面積となります（契約栽培地の場合は、水田活用の直接支払交付金の対象面積を除く）

支援対象となる取組

1 飼料生産等に係る温室効果ガス排出削減

- ・ 以下の取組メニューから2つを選択して実施
＜基本メニュー＞
① 放牧、② 不耕起栽培、③ 消化液の利用、④ 化学肥料の削減
＜特認メニュー（酪農のみ令和6年度まで）＞
① 国産副産物の利用促進、② スラリー等の土中施用、③ 農薬使用量の削減
④ 草地のピンポイント更新技術の活用
- ・ 交付金単価 15,000円/ha（交付対象面積）※4

2 有機飼料の生産（1との重複は不可）

- ・ 有機飼料を生産
- ・ 交付金単価 45,000円/ha（交付対象面積）※4※5

具体的な取組内容は裏面参照



3 牛からのメタンガス排出の削減

- ・ 脂肪酸カルシウムの給与
- ・ 交付金単価 2,000円/頭（1経営体当たり100頭を上限、1年限り）

※4 作付面積の拡大に伴う効率化を考慮し係数を乗じて交付。

【係数】200ha超400ha以下の部分：1ha×1.5、400超の部分：1ha×1.8

※5 交付金の申請額の合計が予算額を上回った場合、（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の認定者を優先的に交付。

支援対象となる取組の実施方法

1 飼料生産等に係る温室効果ガス排出削減の取組

- ◆ 以下の基本取組メニューから2つ選択し、経営内の飼料作付地において実施
ただし、経過措置として令和6年度まで「特認取組メニュー」からも選択することができます
- ◆ 同じ2つの取組メニューの実施は3年間とし、以降継続する場合は、選択した2つの取組メニューのうち1つを未実施の取組メニューに転換する必要があります
(取組転換ルール 3ページを参照)

基本取組メニュー

①放牧の実施	・ 酪農経営体は、経産牛(満27か月齢以上)又は後継牛(満7か月齢から満18か月齢)で90日/頭以上の放牧を実施 ・ 公共牧場への預託放牧も可
②飼料作物の不耕起栽培	・ 単年生飼料作物の飼料作物作付延べ面積の5割以上で不耕起栽培※6を実施 ・ 永年生飼料作物の飼料作物作付地の面積の1割以上で簡易更新を実施 ・ ただし、経営内の大半(8割以上)をどちらかの飼料作物が占める場合は、大半を占める飼料作物のみで取り組むことも可
③消化液の利用	・ 飼料作物作付延べ面積の5割以上でメタン発酵処理施設の消化液を利用 ・ 消化液は成分分析を実施 ・ 生ゴミや汚泥等を原材料とする共同利用型施設の消化液の利用も可
④化学肥料の削減	・ 飼料作物作付延べ面積の8割以上が牧草の場合、化学肥料の使用量を地域の慣行基準から3割程度以上削減 ・ 飼料作物作付延べ面積の2割以上がデントコーン・ソルガム等の場合、化学肥料の使用量を地域の慣行基準から3割程度以上削減

特認取組メニュー(令和6年度まで)

①国産副産物の利用促進	・ 国産の農水産品副産物を土壌改良資材又は飼料の原料として使用※7 ・ 土壌改良資材として利用する場合、土壌分析(pH、リン酸、カリウム、マグネシウム、カルシウム)を行い、飼料作物作付地の面積の2割以上に散布 ・ 飼料の原料として利用する場合、農家1戸当たり年間12トン以上を利用
②スラリー等の土中施用	・ 飼料作物作付地の面積の2割以上で、スラリー等※8の土中施用を実施※9
③農薬使用量の削減	・ 飼料作物作付延べ面積の8割以上が牧草の場合は、無農薬栽培を実施 ・ 飼料作物作付延べ面積の2割以上がデントコーン・ソルガム等の場合は、農薬の使用量を地域の慣行基準から3割程度以上削減
④草地のピンポイント更新技術の活用	・ 飼料作物作付地の2割以上を解析し、その結果に基づいたドローン等による部分的な施肥又は除草を実施

※6 不耕起栽培とは、前作物収穫後に農地を耕起せず、表面の攪拌や切込みを入れた後、播種、施肥等を行う栽培方法。

※7 事業実施都道府県内で調達されたものに限り、飼料原料として利用する副産物は一次処理していないものであること。

※8 スラリー等とは、ふん・尿混合の液肥、固液分離後の液肥、メタン発酵消化液等液状のもの。

※9 土中施用とは、スラリーインジェクター等の専用機械を用いる土壌注入、ハロー等で土表に切れ込みスラリー等の散布を行い、鎮圧等により切れ込みにすり込むようにすること。

2 有機飼料の生産

- ◆「有機畜産物の日本農林規格」又は「有機飼料の日本農林規格」の認証を受け、有機飼料を生産

注意) 1の「飼料生産等に係る温室効果ガス排出削減の取組」との重複申請はできません。

3 牛からのメタンガス排出の削減

- ◆ 満27か月齢以上の経産牛1頭あたり年間10kg以上の脂肪酸カルシウムを給与
- ◆ 脂肪酸カルシウムの給与計画の作成に当たっては、養分要求量等に注意する必要があることから、**牛個体や乳質に影響が出ないよう飼料メーカー等とよく相談すること**

注意) 本取組への参加は1回(1年)限りです。また、令和3年度環境負荷軽減型酪農経営支援事業(エコ酪事業)において、脂肪酸カルシウム給与の取組を実施した場合も参加できません。

取組転換ルールとは

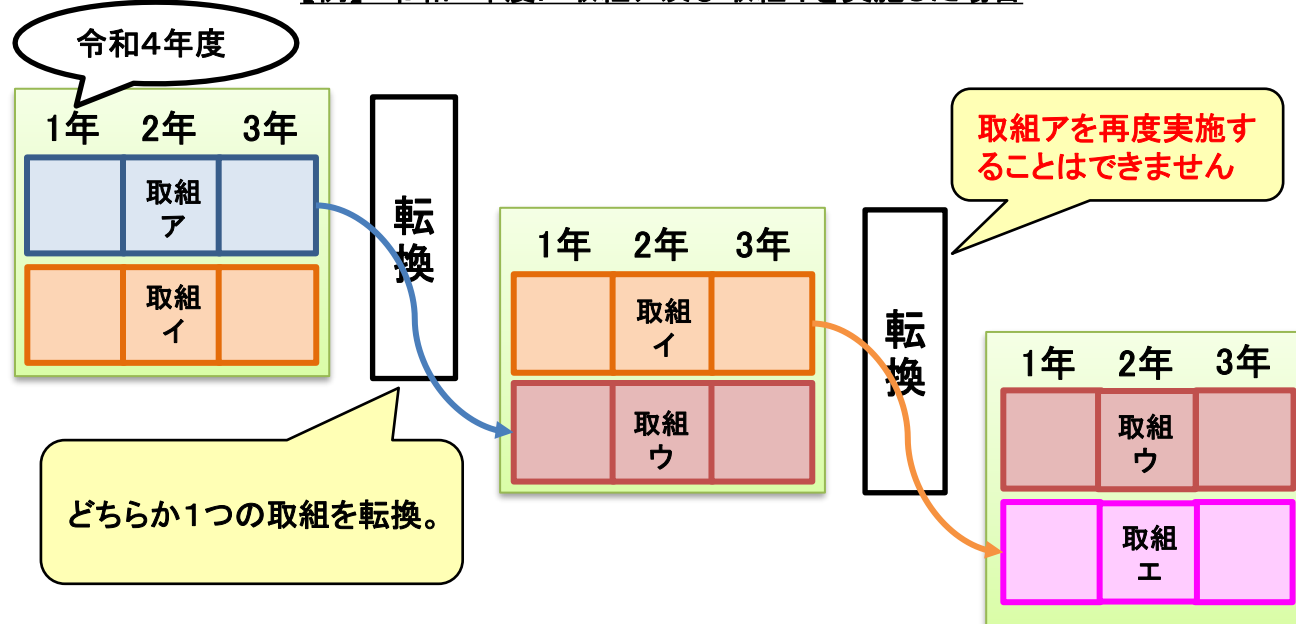
温室効果ガス排出削減の取組を広げ、効果を高めていくため、一定期間実施した取組を未実施の取組に転換する、取組転換ルールが設けられました。

取組転換ルールは、令和4年度に実施した取組から適用されます。

<取組転換ルールのイメージ>

- ◆ 3年間継続して同じ2つの取組を実施し、**4年目に2つの取組のうち1つを別の取組に転換**
- ◆ 過去に実施した取組を再度実施することはできません
(3年未満で別の取組に変更した場合であっても、過去に実施した取組を再度実施することはできません)
- ◆ **同じ取組の実施期間は最大6年間**

【例】 令和4年度に取組ア及び取組イを実施した場合



参加の手續（協議会経由）



農林水産省共通申請サービス(eMAFF)を利用して手續を行ってください



酪農経営者がgBizIDを取得

酪農経営者がgBizIDを取得できない場合は、協議会に代理の手續を書面で依頼することも可能です

1. 事業参加の申込み

◆ 取組の実施計画を作成して申請

(6月～翌年1月)

都道府県協議会

実施計画が適切に記載されているか確認

地方農政局等

実施計画を審査・承認

2. 取組の実施

◆ 実施計画に基づく取組の実施

(4月～翌年3月)

都道府県協議会

現地確認等により取組状況を確認

3. 交付の申請

◆ 承認を受けた実施計画に基づき交付申請を提出

(10月～翌年2月)

都道府県協議会

申請内容が適切に記載されているか確認

地方農政局等

申請内容を審査・交付金の交付

交付金を受領

<https://e.maff.go.jp>



問い合わせ先

最寄りの都道府県協議会(農協等)、農林水産省(農政局等)にお問合せください。

1. 農林水産省本省

農林水産省畜産局企画課 畜産経営安定対策室

03-3502-8111(代表)(内線)4890

2. 地方農政局等

北海道農政事務所 生産支援課 酪農・畜産グループ

011-350-7656

東北農政局 生産部 畜産課

022-221-6198

関東農政局 //

048-740-5266

北陸農政局 //

076-232-4317

東海農政局 //

052-223-4625

近畿農政局 //

075-414-9022

中国四国農政局 //

086-224-9412

九州農政局 //

096-300-6285

沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課 畜産振興室

098-866-1653